

市川市都市公園条例の一部改正（素案）

1 条例改正の理由

「都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）」及び関係政省令が一部改正され、これまで国が一律に定めていた都市公園の運動施設率の上限を条例で定めることとされたことに伴い、「市川市都市公園条例（昭和 62 年条例第 12 号）」の一部を改正する。

2 条例改正の内容（概要）

内 容	国の基準	市の対応	
		市の基準	理 由
都市公園の運動施設率	・100 分の 50 以内	・原則：100 分の 50 以内 ・国府台公園：100 分の 60 以内	この項目は都市公園の運動施設率に関する標準値を定めたものであり、本市としてはこの標準値を基に公園整備を行うことが適切であると判断したため。ただし、現状で標準値を超える国府台公園についてのみ標準値より高い値を定めることとする。

ひとつの都市公園内に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合（運動施設率）は、これまで都市公園法施行令（政令）により「100 分の 50」以内に制限されていたが、政令が改正により参酌基準化され、「100 分の 50 を参酌して、市が条例で定める割合」以内に制限する、と変更された。このため、政令の施行日（平成 29 年 6 月 15 日）から起算して 1 年以内にその割合を条例に定める必要がある。

今回の条例改正では、本市が設置する都市公園の運動施設率の上限を、原則「100 分の 50」とし、現状で運動施設率が 100 分の 50 を超える一部の公園（国府台公園）についてのみ「100 分の 60」とする規定を設けることとする。

$$\text{運動施設率} = \text{都市公園内の運動施設の敷地面積の総計} \div \text{都市公園の敷地面積}$$

3 参考資料（関係法令）

- ・都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号）
- ・都市公園法施行令（昭和 31 年 9 月 11 日政令第 290 号）

4 施行日

平成 30 年 4 月 1 日（予定）

5 担当課及び連絡先

水と緑の部 公園緑地課

〒272-0033 市川市市川南 2-9-12（TEL 047-712-6366、FAX 047-712-6365）